新旧対照表

2023 年 6 月 5 日 au カブコム証券

変更箇所は下線部

オンライン・トレード取扱規定

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|------------|
| | | |
| 第1条 (規定の趣旨) | 第1条 (規定の趣旨) | |
| この規定は、お客様がauカブコム証券株式会社(以下、「当社」と | この規定は、お客様がauカブコム証券株式会社(以下、「当社」とい | 文意を明確化するため |
| いいます。)との間で行うインターネット及び電話(自動音声応答シ | います。)との間 <u>の</u> インターネット及び電話(自動音声応答システム | の修正 |
| ステム(以下、「IVR」といいます。)を含む。)を利用したオンラ | (以下、「IVR」といいます。)を含む。)を利用したオンライン・ト | |
| イン・トレードサービス (以下、「本サービス」といいます。)、 <u>並び</u> | レードサービス (以下、「本サービス」といいます。)、 <u>及び</u> それに付随 | |
| <u>に</u> それに付随する業務の取扱いを定めるものです。 | する業務の取扱いを定めるものです。 | |
| | | |
| 第2条(本サービスの内容) | 第2条(本サービスの内容) | |
| 4. お客様は、原則として、本サービスを利用して買付け又は取得の | 4. お客様は本サービスを利用するに当たり、前金制口座・後金制口 | 後金制廃止に伴い前金 |
| 申込みに係る取引注文を行う場合はあらかじめ当該取引注文に | 座を選択することができます。 | 原則を記載 |
| 係る代金又は対価及び第 15 条に定める手数料の合計額(以下、 | | |
| 「前金」といいます。)をお預けいただき、また、売付けに係る | | |
| 取引注文を行う場合はあらかじめ当該取引注文に係る有価証券 | | |
| の全部(以下、前金とあわせて「前金等」と総称します。)をお | | |
| 預けいただくものとします。なお、受渡日(但し、投資信託の取 | | |
| 得の申込みに係る取引注文にあっては、約定日) における当社が | | |
| 定める時限までに前金等をお預けいただいていない場合、当社は | | |

| 第31条に定める措置を講ずることができるものとし | ます。 |
|--------------------------|-----|
| | |

第5条(自己責任の原則)

2. お客様は、認証番号を第三者に知られないように善良なる管理 者の注意をもって管理するものとし、お客様の故意又は過失に より生じた損害については、お客様の負担となります。

(新設)

認証番号の管理責任を 追記

(削除)

第8条(取扱銘柄)

3. 投資信託の場合、お客様の選択された口座(前金制・後金制)の 条件等により、お申込ができない場合や注文を執行しない場合が あります。

後金制廃止に伴う削除

第19条 (株券等の保管及び入出庫)

- 2. お客様が本サービスを利用した場合の株券等の入出庫の方法は、 次の方法によるものとします。
- (3)社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度においては前 二号の規定は適用せず、株式等振替決済口座管理約款に基づきま す。

第19条(株券等の保管及び入出庫)

- 2. お客様が本サービスを利用した場合の株券等の入出庫の方法は、 次の方法によるものとします。
- | (3)株式等の振替に関する法律 (2009 年 6 月 8 日までの範囲内にお | 法律名の修正 いて政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化 を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法 律」が施行)に基づく振替制度においては前2号の規定は適用せ ず、株式等振替決済口座管理約款に基づきます。

第31条(不足金等が生じた場合の措置)

1. 受渡日(但し、投資信託の取得の申込みに係る取引注文にあって

(新設)

前金原則に伴い、不足 金が発生した場合の対

| は、約定日)における当社が定める時限までに取引注文に係る前 |
|-------------------------------|
| 金等をお預けいただけなかったことその他の事由によりお客様 |
| の口座に不足金又は売付けに供するべき有価証券の不足が発生 |
| した場合、当社はお客様に通知することなく次の各号に定める措 |
| 置をとることができるものとします。 |

- (1)お客様の預り金から不足金への充当を行う措置
- (2)売買契約を解除し若しくは取得の申込みを取り消し、又は、お客 様の計算において反対売買を行う措置
- (3)当社がお客様のために占有し又は振替決済口座その他のお客様の口座に記帳する有価証券等をもって不足金に充当する措置
- (4)お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置
- (5)お客様へのサービス提供を停止する措置
- 2. 前項の措置において、外貨の預り金を円に換算する必要がある場合は、当社の定める日における当社が定める為替レートにより換算するものとします。
- 3. 第1項の措置によっても、なお、不足金がある場合又は当社損害 が回復できない場合には、当社はその支払いをお客様に請求でき るものとします。
- 4. お客様が当社に対するその他の債務の履行を遅滞した場合その 他お客様の債務不履行に起因して当社が損害を被った場合、当社 は前三項に準じた措置をとることができるものとします。

(第31条の新設により、旧第31条以下の条文番号を変更)

応を明確化

オンライン・トレード取扱規定(金融商品仲介口座)

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|------------|
| | | |
| 第1条(規定の趣旨) | 第1条(規定の趣旨) | |
| この規定は、金融商品取引法第2条第11項に定める業務(以下、「金 | この規定は、お客様がauカブコム証券株式会社(以下、「当社」とい | |
| | | 文意を明確化するため |
| 関」といいます。)を通じて、お客様がauカブコム証券株式会社(以 | 「金融商品仲介業務」といいます。)について、金融商品仲介業務を | の修正 |
| <u>肉」といいます。)を通じて、お春稼がる</u> はカラコム <u>血が休</u> 式会性(め) 下、「当社」といいます。)との間で行うインターネット及び電話(自 | <u>「一・金融尚品円力未務」といいます。)に「ひいて、金融尚品円力未務を</u> 行う金融機関(以下「提携金融機関」といいます。)を通じて行うイン | の原止 |
| | ターネット及び電話(自動音声応答システム(以下、「IVR」といい | |
| | - | |
| 用したオンライン・トレードサービス(以下、「本サービス」といい | | |
| ます。)、 <u>並びに</u> それに付随する業務の取扱いを定めるものです。 | 「本サービス」といいます。)、 <u>及び</u> それに付随する業務の取扱いを定 | |
| | めるものです。 | |
| | | |
| | | |
| 第2条(本サービスの内容) | | |
| 5. お客様は、原則として、本サービスを利用して買付け又は取得の | (新設) | 後金制廃止に伴い前金 |
| 申込みに係る取引注文を行う場合はあらかじめ当該取引注文に | | 原則を記載 |
| 係る代金又は対価及び第15条に定める手数料の合計額(以下、 | | |
| 「前金」といいます。)をお預けいただき、また、売付けに係る | | |
| 取引注文を行う場合はあらかじめ当該取引注文に係る有価証券 | | |
| の全部(以下、前金とあわせて「前金等」と総称します。)をお | | |
| 預けいただくものとします。なお、受渡日(但し、投資信託の取 | | |
| 得の申込みに係る取引注文にあっては、約定日)における当社が | | |
| 定める時限までに前金等をお預けいただいていない場合、当社は | | |
| 第 31 条に定める措置を講ずることができるものとします。 | | |

第5条(自己責任の原則)

2. お客様は、認証番号を第三者に知られないように善良なる管理者 の注意をもって管理するものとし、お客様の故意又は過失により 生じた損害については、お客様の負担となります。

(新設)

認証番号の管理責任を 追記

第19条(株券等の保管及び入出庫)

- 2. お客様が本サービスを利用した場合の株券等の入出庫の方法は、 次の方法によるものとします。
- (3)社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度においては前 二号の規定は適用せず、株式等振替決済口座管理約款に基づきま す。

第19条(株券等の保管及び入出庫)

- 2. お客様が本サービスを利用した場合の株券等の入出庫の方法は、 次の方法によるものとします。
- | (3)株式等の振替に関する法律 (2009 年 6 月 8 日までの範囲内にお | 法律名の修正 いて政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化 を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法 律」が施行)に基づく振替制度においては前2号の規定は適用せ ず、株式等振替決済口座管理約款に基づきます。

第26条(利用料)

3. 第1項に定める利用料の算出は経済情勢その他の事情によりこ れを改定できるものとします。

第26条(利用料)

3. 前1項に定める利用料の算出は経済情勢その他の事情によりこ れを改定できるものとします。

誤字の修正

第31条(不足金等が生じた場合の措置)

1. 受渡日(但し、投資信託の取得の申込みに係る取引注文にあって は、約定日) における当社が定める時限までに取引注文に係る前 金等をお預けいただけなかったことその他の事由によりお客様 の口座に不足金又は売付けに供するべき有価証券の不足が発生 した場合、当社はお客様に通知することなく次の各号に定める措 (新設)

前金原則に伴い、不足 金が発生した場合の対 応を明確化

置をとることができるものとします。

- (1)お客様の預り金から不足金への充当を行う措置
- (2)売買契約を解除し若しくは取得の申込みを取り消し、又は、お客 様の計算において反対売買を行う措置
- (3)当社がお客様のために占有し又は振替決済口座その他のお客様の口座に記帳する有価証券等をもって不足金に充当する措置
- (4)お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置
- (5)お客様へのサービス提供を停止する措置
- 2. 前項の措置において、外貨の預り金を円に換算する必要がある場合は、当社の定める日における当社が定める為替レートにより換算するものとします。
- 3. 第1項の措置によっても、なお、不足金がある場合又は当社損害が回復できない場合には、当社はその支払いをお客様に請求できるものとします。
- 4. お客様が当社に対するその他の債務の履行を遅滞した場合その 他お客様の債務不履行に起因して当社が損害を被った場合、当社 は前三項に準じた措置をとることができるものとします。

(第31条の新設により、旧第31条以下の条文番号を変更)

オンライン・トレード法人口座取扱規定

| スン / イン・ドレード伝八口座収扱規定 | オンライン・トレード法人口座取扱規定 | | | |
|--|--|-----------------|--|--|
| 新 | 旧 | 備考 | | |
| 第1条 (規定の趣旨) この規定は、法人のお客様が a u カブコム証券株式会社 (以下、「当社」といいます。) との間 <u>で行う</u> インターネット及び電話 (自動音声応答システム (以下、「I V R」といいます。) を含む。) を利用したオンライン・トレードサービス (以下、「本サービス」といいます。)、並びにそれに付随する業務の取扱いを定めるものです。 | 社」といいます。) との間 <u>の</u> インターネット及び電話(自動音声応答システム(以下、「IVR」といいます。) を含む。) を利用したオンラ | 文意を明確化するための修正 | | |
| 第2条(本サービスの内容) 4. お客様は、原則として、本サービスを利用して買付け又は取得の申込みに係る取引注文を行う場合はあらかじめ当該取引注文に係る代金又は対価及び第15条に定める手数料の合計額(以下、「前金」といいます。)をお預けいただき、また、売付けに係る取引注文を行う場合はあらかじめ当該取引注文に係る有価証券の全部(以下、前金とあわせて「前金等」と総称します。)をお預けいただくものとします。なお、受渡日(但し、投資信託の取得の申込みに係る取引注文にあっては、約定日)における当社が定める時間はでに前金等ない預けいただいていない場合、光社は | 第2条 (本サービスの内容) 4. <u>お客様は本サービスを利用するに当たり、前金制口座・後金制口座を選択することができます。</u> | 後金制廃止に伴い前金原則を記載 | | |
| 定める時限までに前金等をお預けいただいていない場合、当社は 第31条に定める措置を講ずることができるものとします。 (削除) | 第8条(取扱銘柄) 3. 投資信託の場合、お客様の選択された口座(前金制・後金制)の 条件等により、お申込ができない場合や注文を執行しない場合が | 後金制廃止に伴う変更 | | |

第19条(株券等の保管及び入出庫)

- 2. お客様が本サービスを利用した場合の株券等の入出庫の方法は、 次の方法によるものとします。
- 二号の規定は適用せず、株式等振替決済口座管理約款に基づきま す。

第31条(不足金等が生じた場合の措置)

- 1. 受渡日(但し、投資信託の取得の申込みに係る取引注文にあって は、約定日)における当社が定める時限までに取引注文に係る前 金等をお預けいただけなかったことその他の事由によりお客様 の口座に不足金又は売付けに供するべき有価証券の不足が発生 した場合、当社はお客様に通知することなく次の各号に定める措 置をとることができるものとします。
- (1)お客様の預り金から不足金への充当を行う措置
- (2) 売買契約を解除し若しくは取得の申込みを取り消し、又は、お客 様の計算において反対売買を行う措置
- (3) 当社がお客様のために占有し又は振替決済口座その他のお客様 の口座に記帳する有価証券等をもって不足金に充当する措置
- (4)お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措 置
- (5)お客様へのサービス提供を停止する措置

あります。

第19条(株券等の保管及び入出庫)

- 2. お客様が本サービスを利用した場合の株券等の入出庫の方法は、 次の方法によるものとします。
- (3)社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度においては前 ┃(3)株式等の振替に関する法律(2009 年 6 月 8 日までの範囲内にお ┃法律名の修正 いて政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化 を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法 律」が施行)に基づく振替制度においては前2号の規定は適用せ ず、株式等振替決済口座管理約款に基づきます。

(新設)

前金原則に伴い、不足 金が発生した場合の対 応を明確化

